

教生第 513 号
平成27年8月10日

各教育局長様

生涯学習推進局生涯学習課長

公職選挙法等の一部を改正する法律の公布に伴う社会教育における啓発活動
等の充実について（通知）

のことについて、文部科学省生涯学習政策局長から別添写しのとおり依頼がありまし
たので、貴管内各市町村（札幌市を除く）教育委員会に周知願います。

社会教育・読書推進グループ 担当：中島
電話：011-231-4111（内線35-523）
FAX：011-232-2236
e-mail:nakajima.tomohiro@pref.hokkaido.lg.jp



27文科生第277号
平成27年7月28日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長
河村潤



(印影印刷)

公職選挙法等の一部を改正する法律の公布に伴う社会教育
における啓発活動等の充実について（依頼）

標記について、本年6月17日に「公職選挙法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、6月19日に公布されました。

改正法により、公職選挙法に定める選挙権を有する者の年齢が現在の満20歳以上から満18歳以上に引き下げられるなどの改正が行われました。改正法は、平成28年6月19日に施行され、施行日後に初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙等から適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える学生は、選挙権を有することになります。

改正法の施行に当たっては、新たに投票の権利を得る者をはじめとして若者の政治参加意識の向上に資するための取組を関係者が協力して進めていくことが重要となります。総務省からも、当省に対し、別添1のとおり依頼がありました。

については、社会教育においても、若者の政治参加意識の向上に向けた啓発活動等の充実に努めていただくようお願いします。その際、次の事項について御留意いただくとともに、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会に対して、御周知くださいますようお願いします。

記

1. 地域における教育活動について

今回の改正による選挙権年齢の引下げに伴い、若者の政治参加意識の向上に向けた啓発活動等を行うための手法の一つとして、地域人材の参画が考えられる。この場合、例えば学校支援地域本部、土曜日の教育活動、放課後子供教室など地域と学校が連携した取組（※）を活用し、地域人材の参画による子供たちの教育活動の充実を図ることが考えられること。

なお、その際、活動等の目的・内容が特定の政党・選挙の候補者を支持するものにならないようにすること。

※ 文部科学省の補助事業である「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」及び「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」を活用することも可能

2. 社会教育法第23条第1項第2号の趣旨について

社会教育において若者の政治参加意識の向上に向けた啓発活動等を行う際、各地方公共団体が設置する社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく公民館を活用することが考えられる。

社会教育法の第23条第1項第2号の規定は、公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものであり、公民館を政党や選挙の候補者等に利用させることを一般的に禁止するものではない。

例えば、特定の政党を支援する目的で事業を実施することや、特定の政党に、特別に有利な条件で提供したり、独占的に利用させたりするような運営を行うことは禁じられるが、事業等の目的・内容が特定の政党・選挙の候補者を支持するものでない限り、本規定の違反とはならず、差し支えない。

以上

（添付資料）

別添1：「公職選挙法等の一部を改正する法律の公布に伴う主権者教育等の充実及び周知啓発について（依頼）」（平成27年7月17日総行管第216号）（文部科学省生涯学習政策局長等宛て）

別添2：「公職選挙法等の一部を改正する法律の公布に伴う主権者教育等の充実及び周知啓発について（依頼）」（平成27年7月17日総行管第217号）（各都道府県選挙管理委員会書記長宛て）

【本件担当】

生涯学習政策局社会教育課法規係

電話：03-5253-4111（内線2977）

FAX：03-6734-3718

Eメール：syakai@mext.go.jp

別添 1

總行管第216号
平成27年7月17日

文部科学省生涯学習政策局長
河村 潤子 様

文部科学省初等中等教育局長
小松 親次郎 様

文部科学省高等教育局長
吉田 大輔 様

総務省自治行政局選挙部長
稻山 博司

公職選挙法等の一部を改正する法律の公布に伴う主権者教育等の充実
及び周知啓発について（依頼）

公職選挙法等の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）については、
本年6月17日に成立し、6月19日に公布されました。

改正法の成立に伴い、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、年齢
満20歳以上から年齢満18歳以上に改めることとされ、公布の日から起算して
1年を経過した日の施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙
又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後のその期日を公示又は告示される選
挙から適用することとされました。

改正法の施行に当たっては、今回の改正による選挙権年齢の引下げが、選挙
制度改革の中でも非常に大きな改正であることを踏まえ、新たに投票の権利を得
る若者の政治参加意識の向上に取り組むとともに、広く国民に対して周知を
図ることが重要となります。

なお、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における附帯
決議においても、政府は、「主権者教育及び若者の政治参加意識の促進に向けた
諸施策を速やかに実施するとともに、その一層の充実を図ること」及び「速や
かにかつ幅広く国民への周知啓発活動を行うこと」とされました。

つきましては、貴職所管の教育機関におきまして、選挙管理委員会や選挙啓
発団体と連携し、主権者教育及び若者の政治参加意識を促進する取組の一層の
充実を図っていただくとともに、学生・生徒等に対する周知啓発にご協力いただ
きますようお願い申し上げます。

【連絡先】
総務省自治行政局選挙部管理課
担当 中倉
電話 03-5253-5574

総行管第217号
平成27年7月17日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部管理課長
(公印省略)

公職選挙法等の一部を改正する法律の公布に伴う主権者教育等の充実
及び周知啓発について（依頼）

日頃より、選挙に係る啓発活動に御協力いただき、ありがとうございます。
さて、去る6月17日に、公職選挙法等の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）が成立し、6月19日に公布されました。

改正法の成立に伴い、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、年齢満20歳以上から年齢満18歳以上に改めることとされ、公布の日から起算して1年を経過した日の施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後のその期日を公示又は告示される選挙から適用することとされました。

改正法の施行に当たっては、今回の改正による選挙権年齢の引下げが、選挙制度改革の中でも非常に大きな改正であることを踏まえ、新たに投票の権利を得る若者の政治参加意識の向上に取り組むとともに、広く国民に対して周知を図ることが重要となります。

なお、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における附帯決議においても、政府は、「主権者教育及び若者の政治参加意識の促進に向けた諸施策を速やかに実施するとともに、その一層の充実を図ること」及び「速やかにかつ幅広く国民への周知啓発活動を行うこと」とされました。

こうした状況を踏まえ、総務省においては、文部科学省と連携し、政治参加に関する教育のための高校生向け副教材を作成しているところであり、また、選挙権年齢の引下げに関し、広報誌・ホームページ等を利用した啓発を行うとともに、周知ポスター及びリーフレットの作成、シンポジウムやワークショップの開催などを予定しているところです。

つきましては、小・中・高等学校等、それらを所管する貴都道府県及び市町村の教育委員会等の関係部局並びに選挙啓発団体とも十分に連携し、主権者教育の一層の充実を図っていただくとともに、大学、専修学校等と連携し、キャンパス内での期日前投票所の設置や学生等の投票・啓発事務への参画など、若

者の政治参加意識を促進する取組の一層の充実、広報誌の活用等による周知啓発にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、別添のとおり、当省より文部科学省に対し協力依頼を行うとともに、文部科学省から都道府県教育委員会、大学及び専修学校等の関係機関に対しても、同趣旨の通知がされる予定であることを申し添えます。

また、貴都道府県内の各市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

【連絡先】

総務省自治行政局選挙部管理課

担当 中倉

電話 03-5253-5574